麻機遊水地第4工区 浄化対策事業について (H21.8現在)

〇概 要

麻機遊水地第4工区(静岡市葵区芝原地先)で「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく「ダイオキシン類に係る水質及び底質の環境基準」を超過した値が検出されたため、平成16年8月に公表しました。

専門家(学識経験者)による浄化対策検討委員会を平成16年9月に設置し、汚染原因・範囲の把握、対策工法などの検討に着手し、平成17年10月7日開催の第4回委員会において、汚染土を遊水地の外に出さず現地で固化する工法を中心とした浄化対策の基本計画が取りまとめられ、承認されました。

平成19年3月14日の第5回委員会で、現況水域を存置し原位置で固化処理する工法が承認され、対策工事に着手しました。

対策工事は、平成23年度末を目標に実施します。工事期間中は、遊水地の出入りは制限され、サッカー場は使用できません。地元住民の方、遊水地利用者の方にはご迷惑をおかけしますがご理解のほどよろしくお願いします。

〇対策基本方針

- ◎水質・底質・土壌のダイオキシン類環境基準を達成することを最終的な目標とする。 (恒久対策)
- ◎数年以内に人と生きものが環境基準を超過したダイオキシン類に直接触れないような 状況を速やかに達成する。 (準恒久対策)
- ◎環境の監視を継続的に実施するとともにPDCA サイクルの理念のもと、準恒久対策の実施状況及び恒久対策の技術開発等を定期的に評価する。

〇これまでの経緯(浄化対策委員会)

	- C - C - C - C - C - C - C - C - C - C				
平成16年8月		ダイオキシン類が検出されたことの発表			
平成16年9月	第1回	概略範囲調査結果報告			
平成17年1月	第2回	詳細範囲調査結果報告、対策手法の検討			
平成17年6月	第3回	汚染範囲、汚染原因の検討			
平成17年10月	第4回	対策基本計画の検討			
平成19年3月	第5回	対策工法の検討			

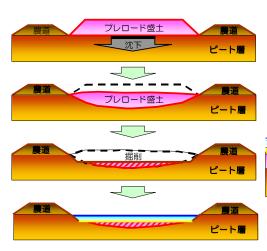
<浄化対策検討委員会メンバー>

委員長:土隆一(静岡大学名誉教授)

委 員:田中宏明(京都大学教授)

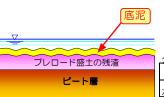
委員:雨谷敬史(静岡県立大学助教授)

○ダイオキシン類環境基準を超過した範囲と主たる原因



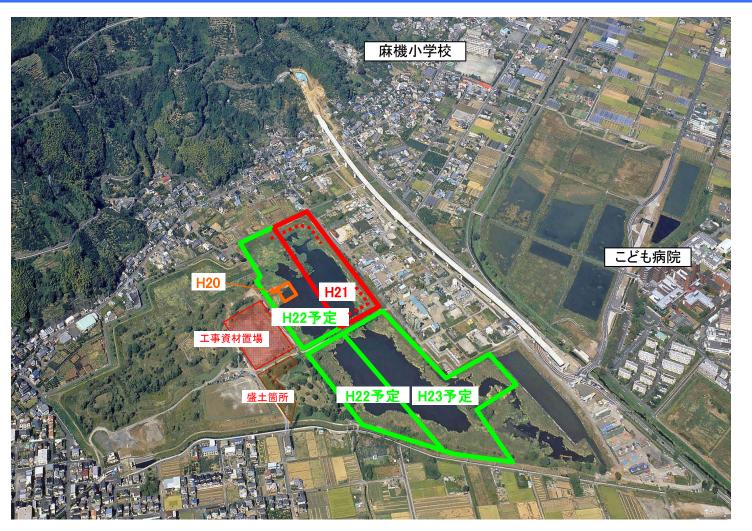
第4工区造成時に、池を掘削する際、軟弱地盤対策として土地改良の区画を施工区分として押え盛土を実施しており、この押え盛土材に焼却灰を利用した。

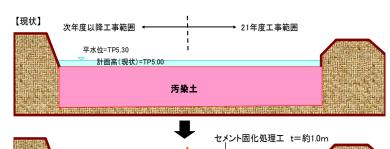
押え盛土材が沈下し、遊水地として必要な深さより深いところに残った押え盛土材が環境基準を超過していることが主たる原因である。

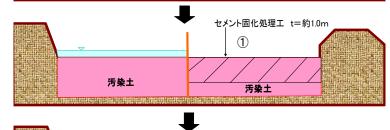


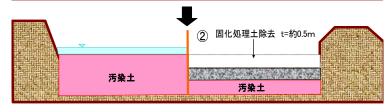
※プレロード盛土=押え盛土

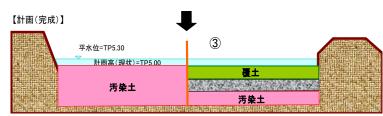
٦	ダイオキシン類濃度				
		環境基準	麻機遊水地第4工区		
	水域底質(池底)	150 pg-TEQ/g	40~370 pg-TEQ/g		
	水域底質(池底より下方)	150 pg-TEQ/g	0.054~860 pg-TEQ/g		
	土壌(表面)	1,000 pg-TEQ/g	0.55~3.0 pg-TEQ/g		
	土壌(土中)	1,000 pg-TEQ/g	1.3~1,100 pg-TEQ/g		
	水質	1 pg-TEQ/狀	0.17~4.4 pg-TEQ/‱		











- ●工事期間(21年度工事) 平成21年10月~22年3月を予定
- ●施工方法

①対象エリアを区切るために矢板を打ち、21年度エリア内の排水を行います。その後、水草やゴミ等を除去し、汚染土をセメント等により固化処理します。

②固化処理土の一部を除去します。除去したものは、4工区内で盛土したり、処分場へ搬出する予定です。

③最後に良質な土で覆土(約0.5m)をします。

●遊水地の利用

工事中、遊水地への利用は制限されます。サッカー場は、使用できません。